

平成 29 年 12 月 12 日

被保険者各位

N I P P O 健康保険組合

医療費控除（確定申告）を予定されている方へ

今般、当健康保険組合が皆様にお送りした「医療費・保険給付金のお知らせ」（以下、お知らせという）は、確定申告の医療費控除を行う際の医療費の立証書類として、確定申告書に添付できることになりました。

ご利用いただく際は、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

<お知らせを医療費控除に利用する際の注意事項>

1. お知らせに記載された医療費に限り、医療費控除の明細書への記載を省略できる
2. お知らせへの記載は、平成 29 年 4 月～9 月の間の受診・給付金データから作成しており、10 月以降の発生・修正データは反映していない。従って、10 月以降の受診分は、医療費控除の明細書への記載を要する
3. 平成 29 年 1 月～3 月の間の受診については、前回のお知らせ（平成 29 年 6 月に配布済み）を使用のこと
4. お知らせ記載の金額が実際の金額と異なる場合（高額療養費、公費助成等）については、最終的に支払った金額を申告者自身で申告のこと
5. お知らせに記載されていない医療費および交通費などその他医療費は、医療費控除の明細書への記載を要する
6. 健保組合から該当者に支払った高額療養費・出産育児一時金等の補填額は、記載されていないので、医療費控除の明細書への記載を要する
7. お知らせに整骨院や接骨院の固有名称が記載されず、単に「接骨院」等と記載されている場合については、国税庁の対応が決定次第、N I P P O 健康保険組合のホームページ（パスワード：06135974）にてお知らせする  
(<http://www.nippokenpo.jp/login.html>)

以上